

# NPO 釜ヶ崎

野宿生活者の就労機会拡大・居住・生活の安定のために、私たちは努力します。

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 1-5-4  
TEL06(6630)6060 E-mail: npokama@npokama.org http://www.npokama.org

## 2002(平成 14)年度 事業報告集—現場担当者から

年度替わり、現場を担当するスタッフによる報告を、特別号としてお届けする。多様な活動、多様な声を…。

### あいりん生活道路清掃事業

我が町釜ヶ崎の地域内清掃の仕事は、事業が通年化してからすでに7年が経つ。仕事の内容は、800m四方の釜ヶ崎の町を6つのコースに分け、11人1班で掃除をし、ゴミを集めて特掃に持ち帰る、というものだ。

この町にはゴミが多く、後から後から、明日も、また明日もと限りなくゴミが出てくる。遠方からわざわざ不法投棄してくる業者も後を絶たない。いわゆる「市民社会の常識」なんぞ文字どおりクソくらえという心意気かむしろ怨念が、私たちが押しリヤカーに満載されたゴミに込められている。

朝から露店、あぶれた労働者、酔漢、自転車、車とごった返す町を、かき分けかき分け清掃行進していく。輪番で就労する労働者も、高齢や野宿生活、過酷な生活の積み重ねの中で、心身とも疲れた

状態で仕事にでなければならぬ現実がある。若い時分は壮健な労働者として力仕事に耐え抜いてきたであろう仲間でも、うだるような暑い夏は、さすがに辛い。私の班でも迷子になる人が出たし、休憩時間に立ちくらみで倒れる人も出た。リヤカーを押しながら汗だくの中、スタッフが心配りも目配りも回りにくくなることを反省する。

私も、土建雑役工としての経験は30年近くなるのだが、肉体的負担そのものは半分から3分の1以下かも知れない。しかし、これ程気を遣う現場は知らない。地域の住民等様々な眼が私たちの作業を見ている。釜ヶ崎の全ての人間、労働者の「生活」が、得体の知れないマグマを吹き出し、この仕事が「施し」ではなく、労働だということを教えてくれるのだ。

(大戸克)



## バス停清掃事業

バス停清掃は、バスの各停留所周辺で、表示板やベンチの拭き取り、除草、ゴミ収集、清掃等の作業を行いました。1 班がスタッフ 1 人、輪番労働者 7 人の体制で、労働者は、てきぱき仕事をこなす人もいれば、車からの乗り降りがやっとこさの人もいろいろです。スタッフはそれらを判断して仕事を振り分け、目配り、気配りをします。作業を通して、輪番労働者と顔なじみになって親しくなります。

一般の建設現場のような枠の中での作業と違って移動しながらの作業であり、歩道には自転車や人の通行があり、また車道に面しているの、なかなか気が抜けず、常に気を遣いながら作業を行いました。清掃によって地域住民に気持ちよく利用してもらえることが成果の一つです。(曾我部義信)

## 保育所・児童遊園 環境美化推進事業

14 年度の作業は、前年度と同様、保育 B 班、保育 C 班、公園班の 3 班で構成され、大阪市立保育所 73 箇所と、児童遊園 2 箇所の作業を行いました。各班とも、スタッフ 2 人と、輪番労働者 7 人での作業で、保育所内の遊具、ブロック塀、室内ロッカー、プール等のペンキの塗り替えを行いました。その他にも、所庭の草

抜き、樹木の剪定、木製チッコハウス、棚の補修等、営繕的な作業もたくさんあります。

例えば、つい最近保育所の現場で、テラスの屋根の梁のペンキの塗り替えの依頼があり、見たところ塩ビの屋根も古く所々破れていたため、50~60m ほどある屋根の張り替えまで行なってきました。そのため梁の塗り替えもきれいに仕上がりました。そして後日、保育所の所長先生より多大な感謝の言葉をいただきました。

保育所のペンキ塗りに就労される輪番さんの中には、「ペンキに行かしてくれ」と指名してこられる方がたくさんおられます。「なぜ?」と聞きますと、「やりがいがある」と多数の方が言われます。「結果が目に見える」、「子供たちが喜んでくれる」等、さまざまな答えです。それだけに、当然作業においても丁寧に仕上げてもらえます。

ただ注意しなければならないことは、指名の方が多いために、慣れあいの作業になる可能性が出てくることです。昨年の 9 月頃だったと思いますが、プールの



塗り替え作業を行なっている現場で、64才のSさんにプールサイドの壁をローラーで塗ってもらっていたところ、プールサイドにある僅か 15cm 位下がっている足洗い場で足を踏みはずしてバランスを崩し、そのまま、50cm下のプールの中まで落ちてしまいました。あっという間の出来事で、どうすることもできませんでした。幸いに怪我もなく打ち身もなかったため、ほっとしました。Sさんは、一緒に仕事をするようになってから3年位になっていたため、安心していましたが、夢中になるあまり周りが見えなくなっていたのでしょう。

15年度がスタートして、これから夏に向けだんだん暑くなります。輪番の方の体調、暑い中での脚立での作業等、「災害」はいろいろあると思います。前年度の反省をし、携わる業務の業績や、輪番の方とのふれあいを大事にしていきたいと思っています。(横山千秋)

### 各区環境美化推進事業

区班は、輪番労働者 33 人、スタッフ 5 人の構成で、市内 24 区を月曜から木曜に



かけて日替わりでまわり、6週間かけて1巡する。金曜日は北港ヨットハーバーと、南港インテックス周辺の現場の2箇所が設定され、土曜は草刈班の応援で合同の現場となる。作業内容は、歩道、遊歩道、空き地、公園、河川敷等の清掃、除草、剪定等である。

遊歩道、公園の除草作業は、植込み(植栽帯)内及び周辺の手きき作業が主だ。春は、カラスノエンドウ、スズメノエンドウの群生地と化し、夏は、セイタカアワダチソウ、キリンソウ、カヤに覆われている植込みを手作業で除草していくと、ツツジやシバの植栽が現れる。感動ものだが手間のかかる、中腰の姿勢あるいは潜り込む姿勢での作業は結構大変である。面積の広い植え込みが、ようやくツツジの植栽の全体の姿を現す頃、人の数の力を改めて知る。

剪定の依頼(要請)が増えている。通路にはみ出した部分を取り除くことから、現在は丸みを形取ったり、段差をつけたりの変化に対応した作業になっている。輪番労働者の皆も植込み内に腰まで入って作業しているが、結構楽しんでいる



様子だ。剪定バサミを使って形を整えていく過程が楽しいのだと思われる。高木の枝払いになると事情は変わり、スタッフが登って枝を払い、輪番労働者は枝の整理（60cm～70cmの長さに切りまとめる作業）をする。

ところで、救急箱2箱を携帯しているが、最も需要が多いのは、下痢止め薬である。つまり、トイレの有無が現場では最重要課題となる。各区の行政担当者も最近では配慮するようになってきているが、厳しい現実も数回あった。身体の不調を遠慮なく伝えるよう朝礼時に求めているのだが、数例を除いて皆我慢の人であり、己が弱身をさらしたくないと思うのか、我々スタッフが信頼されていないのか、もどかしいことが間々ある。また、高血圧の上に2日間何も食していない労働者が2人いた（2003年1～3月）が、スタッフに表明したのは11時前後の休憩時間である。「心臓がバクバクする」と1人は言っていた。とりあえず車内で休んでもらい、体調は安定した。

釜ヶ崎支援機構と我々スタッフは、輪番労働者の労働による自立、自助をローガンとしているが、1日5700円の現金収入を求めて、懸命に、這うようにして、我慢強くしかも無言で作業する就労者の心根を、思い知らなければならない。

前述したように、区班の作業は日替わりで1日限りである。内容はともかく作業量の差異は大きい。効率よく、丁寧に、

無理をしないで業務遂行できるよう、努力したい。（原林淳）

## 高齢日雇労働者 就労自立促進事業

府A班 平成14年度は、富田林土木事務所管内の河川敷及び道路の除草清掃を中心に、12月に入ると岸和田土木事務所管内の道路の除草清掃、そして3月になると鳳土木事務所管内の大津川の除草作業を、輪番労働者25人、スタッフ5人で行いました。

\*\*\*\*\*

まず4月、1日からの1週間は仕事がなく、府の仕事始めは8日から。（前年度は2週間の空白で、仕事始めは16日）。これは府の事務手続き上致し方ないとのことだが、その日一日の生きる糧を求めて日曜も祭日もなくアルミ缶や段ボールを集めている野宿労働者にとっては、なぜ大阪市のように途切れることなく仕事が出せないのかと、不満の声が多かった。話は年度末にとぶが、本年度の全予算を使い切る3月8日で府の70人分（1月14日から20人増員で計70人）の仕事がなくなる予定だった。これでは、次年度も1週間の空白として、丸々1ヶ月も仕



事がなくなってしまう。私は、12 月頃から府の担当者と会うたびに先の声を伝え、人に頼らず自力でメシが食えるようになった A さんの話を伝え、1 ヶ月もの空白はダメだ、認められんと訴えてきた。そして、我々 NPO 現場スタッフもその分削減となる。いくら我々も日雇いとはいえ、そんな日雇いの使い捨ては許されんと訴えてきた。府雇用推進室の現場担当者に行ったところで予算はどうにも、とは思いつつも。しかしその頃、府庁前の野営闘争を担ってきた反失連との府交渉で、3 月末日まで延長、さらに 20 人の増員という数字が示された。反失連は「高齢日雇労働者就労自立促進事業」において、大きな一歩を闘い取った。

\*\*\*\*\*

府 A 班の作業は、府雇用推進室の現場担当者と週 1 回程度の打ち合わせを行い、「高齢日雇労働者就労自立促進事業進捗状況表」をもとに進めました。すなわち、年間の作業計画はもちろんありましたが、それに縛られることなく、土木事務所の要請によって計画を前後させました。トンネルの開通式があるのでここをきれいに、側溝が土と落ち葉で埋まってきたのでここを先に、府 B 班が忙しいので応援に、等々。必要とされ、喜ばれたことも多々あり、これはこれでよかったと思っています。また、時間的余裕があればこそ出来たのだと思います。

具体的には、4 月: 羽曳野市内の石川の

河川敷の除草清掃。5～7 月: 泉佐野岩出線および大阪臨海線の除草清掃。その間、泉天津美原線の除草清掃、大津川の除草で B 班応援。8～9 月: 国道 309 号線および国道 371 号線の除草清掃。その間、樫井川の除草で B 班応援。10 月: 再度、泉佐野岩出線および大阪臨海線の除草清掃。11 月: 柏原駒谷千早赤阪線、富田林五条線、東阪三日市線という各道路の除草清掃。その間、国道 170 号線の一部の除草清掃。12 月: 春木岸和田線の除草清掃。1 月: 貝塚中央線の除草清掃。2 月岸和田牛滝山貝塚線の除草清掃。その間、国道 170 号線で B 班応援。3 月大津川の除草。その間、河口の漂着物の清掃。

時間的には大まかですが、以上が府 A 班の行った作業現場の全てです。桜と菜の花に彩られた石川に始まり、紅葉に染まった金剛山麓の道路、雪がちらついた貝塚、季節を感じさせてくれた郊外の作業でした。ただ、郊外の道路清掃はゴミ一つ落ちていないところもあり、民家や店舗が続けば刈るべき草もなく、仕事を確保して採配することに苦労しました。また、富田林五条線や東阪三日市線は山中のカーブが続く狭い道路で、カーブの先の先から 20 数個のカラーコーンを並べてもスピードを緩めてくれない車やダンプが多く、毎日の朝礼ではかなりきつく注意し、仕事も工夫しながら進めました。それでも、「車が来たで～」と連呼して声をからしてしまうスタッフもいまし

た。仕事よりも事故に注意をと、願う現場でした。

事件は3月に起こりました。7日、大津川の草刈り現場で立てなくて草むらにうずくまった労働者を見つけたスタッフは、背負って車に運び寝かせました。いつもなら、「もう仕事せんでもええからそこで寝とき」と言うところですが、この日は違った。彼は座席の背もたれを片手で握ったまま頭をもたげ、何とも不自然な姿勢のままだった。しかし、彼の顔はそんなに苦しそうにも見えませんでした。ただ異様に思った私は直ちに救急車を依頼しました。そして、泉大津市立病院に搬送されたが診察と点滴を受けただけで、ここでは入院させられないので大阪へ連れて帰ってくれ、ただ肝機能の極度の低下ですぐにでも病院に連れて行かなければならない、と言われ、仕方なく、大阪につれ戻り、すぐに西成区の救急病院に入院、集中治療室へ。その4日後、この輪番労働者は亡くなりました。泉大津市立病院の救急ベッドで、抱き起こして服を着せた時の熱っぽい彼の体温は今でも私の手から消えはしない。後日、泉大津市立病院側と話し合いの場を持ち、病院側は丁寧に説明してくれたが、私は一向に納得しない。ますます病院に対する不信が募るだけ。ほかの病院へ行ってくれと追い返した意図は何だったのか、今でも量りかねる。何の身よりもないホームレスだから？

今日も、体の不調を隠したまま輪番労働者は、5700円の「大金」のために特掃に来る。その日を生きる糧だから。私たち「指導員」は何を「指導」と言うのか。(福田佳昭)

**府 C 班** 府の C 班は、堺阪南線の歩道(両側)約 20kmの除草、清掃作業を、スタッフ 4 人、輪番労働者 20 人で行いました。労働者の方が頑張ってくれるおかげで美しくなり、その達成感を感じることが出来ます。14 年度は特に事故もなく、無事に現場を遂行することができました。(山岡成雄)

## 野宿生活者 常用雇用促進事業

常用雇用促進事業は、西成、大淀、淀川の3箇所の自立支援センター入所者を対象として、府が管理する公園で、連続 30 日間の除草・清掃等作業に就労訓練として従事するものです。現場の作業指示や、センターから現場までの送迎をスタッフが行っています。

私が担当した現場は、「とんぼ池公園」という大きな公園で、岸和田市の山手の方向にあります。作業は、芝に生えている雑草や植え込み内の雑草を、手で 1 本 1 本抜いていく作業で、腰が痛くなったりしますが、センター入所者の人たちは、文句一つ言わずにやってくれました。また、雨の日は、公園内に設けてあるトイレ 6 箇所で、「クモ」の巣がよく張ってい

るので、その除去作業をしりました。

自立支援センターの3箇所とも、入所者の皆さんが一生懸命にやっていることを、現場担当者として強く感じています。頭の下がる思いです。彼らが1日でも早く、就労自立されるよう心から願っています。(牛島勝正)

### あいりん労働福祉センター 就労斡旋機能向上事業

センター就労は、労働者にはガードマンと呼ばれています。早朝5時より午前10時まで、センターでの求人車の誘導、掃除等が主な仕事です。特掃との大きな違いは、就労が1週間続くことと年齢制限がないことです。1週間の仕事の保証があるので、労働者はこの仕事が抽選で



当たると大喜びで、1ヶ月も前から「当たったのでよろしく」と報告に来る人もいます。

現場で注意することは、仕事に就いている20人とセンター内で仕事にあふれた労働者が混在しているため、トラブルが起きないようにスタッフ一同気を配っています。また、労働者の年齢がまちまちであり、仕事内容をそれぞれの人に合わせて配置するように心がけています。また、冬場は朝が早く寒さが厳しいため、風邪を引かないように注意し、労働者の体調等にも充分注意しています。

センター就労部門のスタッフミーティングでは、1週間無事故で何事もなく、休まずに楽しく働けるようにすることをしっかりと話し合っています。労働者や周りの人の協力で、この1年は大きな事故もなくやり抜くことができました。今後も同じ方針のもとで、無事故で続けていきたいと思っています。(山内義廣)

### 西成緊急臨時避難所 運営補助事業

平成13年12月25日に開設された西成仮設一時避難所も早いもので1年4ヶ月を迎えました。当初、我々スタッフは、施設内警備員として、入所者の入所番号と顔をとにかく早く覚えることが最優先でした。〇〇さんはいつも阪神タイガースの帽子、〇〇さんは黒いコーヒーの名前入りのジャンパー、といった具合に、

服装や乗っている自転車の形から区別し、覚えていったことを思い出します。1ヶ月程過ぎた頃にはほぼ全員認識できるようになっていました。

我々スタッフの仕事は大きく分けて2つあります。

①ガードマンボックスでの警備 ボックス内に、2人のスタッフが24時間体制で常駐し(6人で担当する)、入所者の出入りのチェックをしたり、面会の対応や門の開閉を行ったりします。

②所内作業 入所者の輪番登録制就労です。(1)巡回作業:夕方5時より翌朝9時まで施設内の巡回を行います。(2)所内清掃:朝8時から午後4時まで輪番労働者4人とスタッフ1人で、普段自分たちが使用しているトイレやシャワー、宿泊棟等を掃除します。所内作業では、入所者との人間関係を構築できるチャンスとなり、お互いの“人となり”が分かりあえる大切な時間となります。

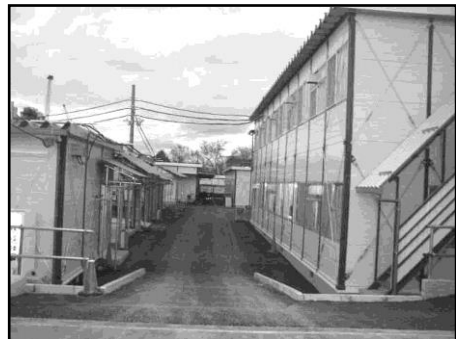
また、月に1度行っているソフトボール大会(平成14年3月より開始)は、入所者やスタッフが親しみを深め、お互いを分かり合える意義深いものです。年齢的にも全員参加というわけにはいかない



ものの、多くの入所者が参加し盛り上がります。我々も含めて体力的にはとっくに峠を越えたもの同士であり、「打てない」「走れない」「守れない」の三拍子です。せっかくいい当たりをしても、足がもつれて一塁に行くまでに2回も3回も転げるのですから、笑うネタには事欠きません。でも皆、年を忘れて大声を出し、一生懸命白いボールを追いかけて、何十年も前の少年だったあの頃に戻っているのです。

しかしながら悲しいことに体は正直です。ゲームの後がこれまた大変なんです。「足に身が入ってまともに歩かれへん」とか「もう腰が痛うて痛うて」という具合に、痛みが取れるのに1週間、「年はとりたくないわな」とは全員の言葉です。それでも翌月のソフトボールの日を楽しみに待っているのです。結局皆好きなんです。

西成公園にはまだテント、小屋掛けがたくさん残っています。西成仮設一時避難所は10棟の宿泊棟のうち2棟は未使用、200人が入所できるキャパシティがありますが、現在は約3分の1の61





人の入所となっています。難問が山積していることは知っていますが、単純に「まだ半分以上も空いているやん」が実感なのです。いろんな問題を解決できる何らかの方法や考えが生まれませんか。単純にもっとたくさんの方が入所して利用してくれたらいいのと思うのです。自主退所していった14人は今どうしているのでしょうか。個人の選択ですから本人が納得いく方法をとるのが一番いいのですが、僅かでも時間を共有した我々としては、複雑な思いが残ります。

付表 西成仮設一時避難所における  
退所者40人の退所理由  
(2003年4月20日現在)

退所理由	人数
入院	2
福祉施設	9
居宅保護	8
自立支援センター	3
自主退所	14
就労	4
合計	40

仮設一時避難所は、“原則3年”という期限付きで「自立」するということになっています。福祉を受け出て行く人はいいとして、その対象にならない人はどうなるのだろうか。あと1年半でちゃんと自立していく道があるのだろうか・・・とついネガティブな考えが先に頭に浮かびます。仕事がない、とりわけ50歳以上の人の仕事が皆無に近い現状です。ここ「西成仮設」にも出口問題は大きな重々しい問題となって皆の頭上にのしかかってき

ています。我々も少しでもそれを埋めていく役目を担っていかねばならない、そしてそのために、もっと日頃より諸問題を意識し、考えていかねばならないと思っています。

—「ここから出て行くのはほんまに難しいと思うねん。年をとる程何かを変えるんは大変なんや。目標持って今を変えるということは、ほんまに大きなエネルギーがいるんや。俺の年考えたら賞味期限も切れとるしな。第一そのエネルギーがあんまり残っとらへん。ああ、ええ仕事どこぞにないんかいな。」(54歳、親しい住人さんの言葉) — (福澤哲男)

### 西成所外作業

2002年6月より始まった、西成仮設一時避難所の入所者を対象にした所外作業を担当するようになって早10ヶ月になる。

現場は、住吉区杉本町の大阪市立大学構内における除草作業であった。特掃の地域外の現場でも除草作業は常につきものであるが、ここでは全て専用の除草道具を使った手作業のみで、仮払機のような機械の使用は認められていない。さらに雑草は全て根っこから除去するようとの指示であった。

輪番労働者は、月曜から金曜までの毎日7人で、1週間から10日に1回は回る勤定である。そしてスタッフの私も含めて8人で大学のあちらこちらの植え込み

にかがみこんで作業を進めている。

夏は暑熱に焼かれ、木陰に入ると今度は大量の蚊にくわれた。そして土も凍る冬は寒風にさらされた。特掃の輪番労働者と同じように三度の食事も満足に取れていない者もいるようだったが、このような根気のいる作業を毎日みんな辛抱強く真面目に取り組んでくれている。

この作業を始めた頃は、そのうち除草作業する現場がなくなるのではないかと考えたものだが、1ヶ月も経たずに同じ場所に戻ってみると、そんなとんだ心配を笑うがごとく、再び同じ雑草に覆われていてがっくりときた。そしてこの作業をするようになってから、雑草たちを強く意識するようになった。

コヒルガオ。ヒルガオ科でアサガオよりも小ぶりの花をつける。この草の根っこは数メートルもの恐ろしいぐらいの長さになっていた。そして小指の先程の細切れの根っこから再生して繁殖するのを目のあたりにした。

ヨモギ。この草もコヒルガオ程ではないが、地中を長く伸びていて細切れの根っこが残っているとすぐに生え出していた。

ハマスゲ。カヤツリグサ科。根っこが次々に枝分かれして更に爪ぐらいの大きさの球根を作って増えていく。この小さな球根が完全に除去できず土の中に残ってしまったために、すぐに再生繁殖していた。

これらは深く掘って根っこを徹底して探し出して3度4度と繰り返し取り去ったら、ようやく除草効果が現れた。しかしながら、イネ科の雑草たちの繁殖力の強さには、今のところお手上げである。何とか除草効果の上がることを考えねばと思う。

新年度に入ったが、冬を越した雑草たちが暖かくなってあつという間に伸びて、おまけに花盛りである。花が終われば次は種を飛ばす。除草作業は今年度も果てしなく続く。(玉井成康)

## 大阪城緊急臨時避難所 運営補助事業

昨年 11 月 27 日の大阪城仮設一時避難所の開所から早 4 ヶ月が過ぎ、所内の方も避難所での生活に慣れ、事務所、NPO のスタッフも仕事に余裕が出てきて、お互いの信頼関係も深まってきました。

4 月 15 日現在で 163 人の入所者、32 人の退所者（居宅保護、自立支援センター、長期入院、自主退所等）で、現在は 131 人の入所者となっており、入れ替わりも多いですが、再出発に向けて明るく退所されていく方が増えていくことが、私たちの励みになっています。

入所者の生活の基盤となる輪番作業も、当初の所内清掃、夜間巡回に加えて、2 月からは所外清掃、15 年度からはアルミ缶の買い取り業務と徐々に増えてきて、所内の方もアルミ缶の回収等を少なくす

る余裕が出てきて、再出発について考える時間が持てるようになってきたと思います。

NPO スタッフの作業としては、3 交替制で 24 時間体制での出入口の警備、所内清掃、夜間巡回の指導、4 月よりアルミ缶の買い取り業務を 12 人体制で行っており、入所者の立場に立つよう努めつつ、コミュニケーションを図りながら頑張っています。

飲酒の上でのトラブル、共同生活に馴染めず生じるトラブル、ペットの騒音問題等も多少はありましたが、入所されている方もお互い助け合いながら笑顔で頑張っています。

3 月末現在で 320 くらいのテントが残っている大阪城公園ですが、全てのテント生活者が避難所を足掛かりとして再出発されることを願って、避難所がなくなるまで、スタッフ一同頑張っていきたいと思っています。(山口国光)

### 大阪城所外作業

2003 年 2 月より、大阪城仮設一時避難所での所外作業が開始され、所内の輪番



労働者 7 人とスタッフ 1 人の計 8 人で行いました。作業内容は主として、区役所、区民センター等の駐輪整理、周辺の清掃、植え込み内等の除草ですが、池の清掃や窓拭き等も稀にあります。午前と午後とで作業場所が異なり、移動する場所によっては休憩時間が少なく、輪番労働者によっては申し訳ないと思うこともあります。皆さんの協力のおかげで順調に行えました。スタッフの目の行き届きにくい作業場所でも、輪番労働者は丁寧な清掃、除草をしてくれており、作業の出来具合には納得しています。

この仕事の成果の 1 つとして、大正会館敷地内の噴水広場の植込みが思い浮かびます。当初、空き缶、ビン、ゴミが無造作に捨てられていたのですが、丁寧に除草、清掃したところ、ゴミのポイ捨てが少なくなりました。これも大阪城仮設の皆さんの頑張りだと思っています。(広瀬芳則)

### 野宿生活者

#### 能力活用推進事業

技能講習会は、野宿生活者（自立支援センター、及び仮設一時避難所の入所者）を対象として技能を身につけてもらい、それをもって就労を促すものである。2002 年 1 月、「自転車修理」「靴修理」「塗装」の 3 つの講習を、長居仮設一時避難所で開始した。14 年度は、「自転車修理」及び「靴修理」講習を、5 月から

西成仮設一時避難所に場所を移して開講した(「塗装」は受講者不在のため休講)。

自転車修理講習は、現在 15 人が在籍している。当初、受講生が 4 人で週に 2 回(×3 時間)であったが、現在は、週に 8 回(月・火・木・金の 9:00~12:00、13:30~16:30)開講し週 2 回以上の出席を必修としている。講習の修了生で自転車安全整備士の資格を取得した人を TA(ティーチングアシスタント・講師補助)として採用し、講習以外の日も自習して練習してもらい、TA が指導を行う体制をとっている。また、2 月より、2 週間に 1 回(日曜日)の割合で、野宿生活者を対象とした自転車修理の公開講座を行っている。

靴修理講習は、現在 4 人が在籍している。当初、受講生 3 人で、その後受講生不在のため一時休講となったが、現在は、週に 4 回(水・土の 9:00~12:00、13:30~16:30)開講し、週 2 回以上の出席を必修としている。自転車講習と同様に、講習の修了生で実務経験のある人を TA としておいている。

技能講習は、受講生の定着状況が芳しくなく全体的に低調であった。この不調の原因としては、①講習システムの不具合、②短期・直接的な保証(受講手当等)がないこと、が考えられたため、以下の取り組みを行った。

①については、講師と受講生との間に TA を設け、講師→TA→受講生または

受講生→TA→講師へと、循環化した指導体制をつくり、講習システムの改善を図った。

②については、地域の店に協力を仰ぎ、その店から仕事を請負って工賃を渡す試みを行ったが、その結果受講生はその賃金にだけ心を奪われてしまい、技術が低下するという現象が起こった。このため、短期・直接的保証は必要であるが、その適用方法については検討の余地がある。

これらを充分留意して、今後さらに講習科目を増やす等、量・質ともに充実させたい。(松山清喜)

### あいりん臨時緊急 夜間避難所運営事業

多くの利用者を抱え、「支援法」との絡みで見直しも課題となっている。大阪市の努力で、スタッフの処遇が改善され、「野宿から就労」の間口もひろがった。



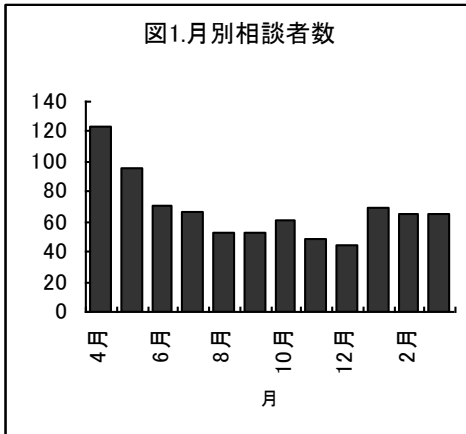
## 福祉相談事業

福祉相談部門では、昨年に引き続き、高齢や疾病障害を持つ野宿生活者たちを中心に相談を受け、福祉処遇を受けるための支援ならびにその後の生活支援を行ってきた。

毎日、およそ 30 人の相談者（利用者）と何らかの形で関わりをもっている。その内容は、新規の相談（居宅保護・施設入所・入院）から、アパート訪問、病院訪問、日々の服薬管理や金銭管理まで多種多様である。その中でも昨年度新規で相談を受けたケースは 700 人以上、相談が中断し再度相談を開始した人も含めると 800 人以上にのぼる。

### 【相談ケース集計】

#### 1) 相談者の来訪時期—4、5 月がピーク



新規（中断）相談者が相談に来た時期をみると（図 1）、4、5 月に多いことがわかる。なぜこの時期相談者が多かったのか、大きな理由として 2 つ考えられる。

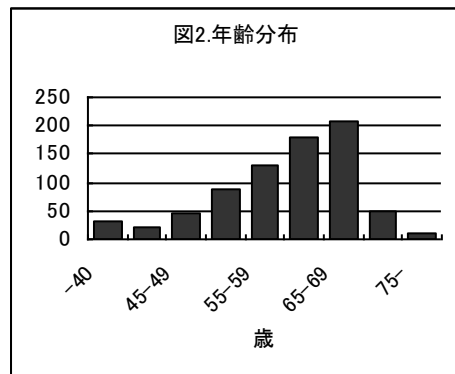
1 つめは、輪番登録者の登録切り替え時期で、65 歳以上の労働者に対して、特別清掃からの卒業（居宅保護）をすすめていることがあげられる。2 つめは、新年度に入り、西成労働福祉センターへの求人が減少したため、困窮状態に陥る労働者が増加したことである。

#### 2) 性別—大半男性、ただし女性も

大半が男性である中、女性の相談者も若干名いる。女性の相談者は 21 人、うち精神の問題を抱えている人 8 人、DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者 2 人。ちなみに夫婦者は公園・小屋がけで生活している者が大半。13 年度は夫婦 3 組、内 1 組は三角公園シェルターに飛び込んできた人だが、他の 2 組は津守公園から。14 年度は北区の扇町公園にいた夫婦が 1 組。

#### 3) 年齢分布—65 歳前後が中心

23 歳から 79 歳まで、平均年齢は 59.4 歳となっている。年齢分布としては 50 代後半や 60 代が中心となっている。



○若年層 20～30代のケース 計 33 人

若者たちには打つ手が少ない。福祉処遇に繋がるのは、重篤な障害や疾病を持つ人に限られる。そうでなければ 2～3 ヶ月の待機期間を辛抱して自立支援センターか。

どうにかなったのは計 7 例。①救護施設入所 1 人（13 年度からの継続、02 年 4 月に入所、8 月に退寮後家族の元へ）②入院 1 人（自己退院、その後相談中断）、③自立支援センター入所 3 人（内 1 人は女性）④居宅保護 2 人。

上記の内 3 人が知的障害者であると思われるが、療育手帳を所持しているのは 2 人のみ。また、自立支援センター入所のうち、1 人は入院を経て居宅保護に、もう 1 人は身障者手帳を所持、半就労・半福祉で居宅保護に繋がりそうである。

ちなみに自立支援センター退所後の再野宿率の多さを考えると、入ったからといって安心できないのも確かである。

#### 4) どこからの相談か—釜ヶ崎地域外からの相談者多数

居所	人数	比率
釜ヶ崎	333	56.0%
西成区	87	14.6%
大阪市内 (野営地は除く)	125	21.0%
大阪市外	26	4.4%
野営地	24	4.0%
有効回答者数	595	100.0%

釜ヶ崎を含む西成区で全体の約 7 割（釜ヶ崎は西成区の約 8 割）、残りの約 3 割は大阪市内、大阪城府庁前や大阪市庁前の野営テント地、大阪市外からの相談

となっている。

#### 5) どのような状況での相談か—野宿している人は全体の 6 割強

シェルターを利用する等何らかの形で野宿を余儀なくされている人は、相談者の 6 割強にとどまっている。残りの相談者は、ドヤ（簡易宿泊所）で泊まっている、すでに生活保護を受給している人がそれぞれ 1 割強、施設入所中、病院入院中が約 5% ずつとなっている。会報 16 号（2003 年 3 月 31 日：野宿生活予防 119 番）でもすでに報告したが、実際野宿はしていないものの、野宿にいたるおそれを抱えている人たちからの相談もうけている。

また施設入所者・居宅の生保受給者・一度生活保護にかかって後、再び野宿に戻った人からの相談も多数あった。

#### 6) 健康状態

相談者が高齢であるため健康という人はほとんどおらず、複数の疾患を抱えている場合が多数を占める。

その一方で野宿状態にあるため、相談に来て病院（ほとんどが大阪社会医療センター）に受診してはじめて自分の病気を知るという人も少なくない。

相談者が抱えている病気としてあげられるのは、腰痛や関節痛は当たり前、長年の飲酒による病気（肝機能障害、アルコール依存症）をはじめ高血圧、脳血管障害、結核、精神疾患（てんかん、統合失調症）等があげられる。

## 7) 相談の結果

相談に来た人が、相談後どのような状況になっているのか。もっともその割合の多くを占めるのが、居宅保護（その大半は3-4畳、トイレ・台所共同の福祉マンション入居）、次いで病院入院、施設入所となっている。これ以外にも、大阪社会医療センターへの1回限定の紹介状の発行、他の機関（福祉事務所）への連絡等。一方で相談に来たもののその後どのようになったのかフォローできていない人たちが相談者の3割強を占めるという現実もある。

以上のように14年度の相談者の傾向について（現在もまだ整理中であるが）簡単に述べた。今後、釜ヶ崎の日雇い労働者にとどまらず、様々な問題を抱えた相談者が訪れることが予想される。

### 【生活支援】

次に福祉処遇を受けた後の生活支援の状況について報告する。

#### 1) 適切な医療につなげる支援～継続して医療を受ける必要のある人たちへの励まし

○病院受診支援 過酷な野宿生活で、殆どの方が何らかの疾病・障害を持っている。また65才以上の高齢者の居宅保護の場合を除いて、福祉処遇を受けようと思えば「病状照会」が必要である。

相談者のほうから、病院受診を希望してくる場合は、対応しやすい。

一方で、病院受診を頑なに拒む人々も

いる。野宿生活者・野宿経験者に広範に見られる医療忌避・医療不信は、多くの人が指摘してきた通り、ケタオチ病院・釜病棟等「医療による搾取の歴史」が原因だろう。劣悪な医療は昔話でなく、ひどい目に遭わされたという生々しい証言は今も頻繁に聞かれる。

とはいえ、結核・極端な高血圧・糖尿病等ハイリスクな疾病があるにもかかわらず、治療を中断、再診を粘り強く説得しなければならない人たちも多数。

○受診・通院付添 保護申請のための検診では、自らの症状を医師にうまく伝えられないため、保護申請にあたっての稼働能力の判定が実情より軽く出してしまう場合もある。野宿者・釜ヶ崎労働者に対する予断・偏見から「何を説明しても無駄」と病状や治療の説明等を患者に全く、あるいはほとんどしないため、患者の不信と不安が増大、結果、治療中断に至るケースも多い。初診時の問診がズサンで、明らかに不要な検査を施したり、時には、致命的な誤診を招くケースさえある。こうしたことを防ぐために、必要な人には、できる得る限り診察室まで付き添い、医師の話を一緒に聞くようにしている。

その他、複数の医療機関にかかっている場合には、同じ薬が二重に処方されていたりするので、その旨、両方の医療機関に情報提供をする必要があったこともある。

定期的に病院受診の付添を行っていた人は、この一年間に 計 16 人 (内 5 人中断)。

#### ○服薬管理 計 17 人

※内、保健センター分室との協力要請により結核患者の DOTS も 1 人 (一時中断したが、以後、医療センターで継続)

### 2) アルコール依存症回復への支援

アルコール依存症者は押し並べて、病識が無い。いいアルコール専門病院はある。しかし、病院の門を叩くまでと、地域での生活での断酒の支援は、医療の仕事ではなく、福祉の領分だ。アルコール依存症者に頻繁に見られる「否認」(「自分には飲酒の問題はない」)を越えて専門医療に繋がるまでに、介入が必要な場合がほとんどだ。治療に結びついた後も、再び連続飲酒に陥らないように、入院・通院継続のための支えが重要である。

14 年度中、前述の服薬管理をしている人の内、事務所で抗酒剤=シアナマイド・ノックピン服用者は計 6 人 (内 1 人中断)。

回復への道程は決して平坦ではないが、そもそもアルコールへの耽溺は、生き残るための過剰適応のひとつの形である。生きる力は本人が持っている。相談当初には、断酒の意思の片鱗も伺えず、回復の見込みは皆無なのでは、とさえ思わせる人も、可能性は確実に残されているということを、みんなと関わらせてもらって、つくづく感じる。

### 3) 入院者の退院支援=退院後の生活基盤の保障・環境整備

○8 月から病院訪問専門のボランティアさんが加わる。入院者の現況確認や、辛くて退屈な入院生活を送る人たちを励まし、治療を継続する大きな力となる。退院前に本人・病院側との意思疎通が密になり、退院後の生活基盤整備、つまり施設・居宅保護につなげるだけにとどまらず、介護保険等のサービスを受けられるよう準備ができるようになった。

また、7~8 月には暑中見舞い・正月には年賀状を出すことにより、入院者(施設入所者も)への挨拶・現況確認を行った。

とはいえ、いまだ自己退院後、行方不明になるケースが多い。今後、入院者名簿をコンピュータ管理する等して、定期的に確実に入院者と連絡をとるシステムを整備したい。

長期間にわたって病院を転々としている人もいまだ多数いる。生活能力(ADL)の低下が著しく、あるいは精神病・アルコール依存症の病名がついているため、受け入れてくれる施設が見つからず、あるいは老人ホーム入所待機中等。そんな人々を地域に迎え入れられるようにすることは今後の課題である。

事例) (60 代男性) 脳梗塞後遺症で半身マヒ・てんかん・アルコール症で 12 年より入院。グループホーム入所が望ましいとされたが、入所できそうな所見が



つからず。もとより本人の希望は居宅での生活。入院中に市更相・福祉事務所・保健センター・ケアマネジャー・介護業者等と連絡をとりあい、さらに西成障害者会館の協力を得て、「西成区障害者自律調整委員会・精神部会」等でケース検討。退院と同時に介護保険のサービスにつなぐ事ができた。現在も地域で生活（しかし課題多し）。

事例) (50 代男性) アルコール症で幻聴等の症状を呈した状態で相談に来る。4 ヶ月の入院で、居室での病的体験の恐怖や不安が強く、退院時に「転居が望ましい」との医師の意見書を書いてもらい、退院直前に転居。入院直前まで断酒の意志表明は全く聞くことができなかったが、退院以降、断酒継続。今後、耳鼻科の通院治療が一段落したら自助グループへの参加予定である。

上記は成功例といえるが、退院後の支援がうまくいかなかった例も多数。

#### 4) 介護保険サービス利用にあたっての支援

12 年より介護保険制度が導入され、高齢者の介護サービスは「措置から契約へ・官から民へ」という転換が行われた。様々な問題をはらみながら、介護保険は野宿を脱して地域で生きる高齢者たちの生活支援の一つの柱である。しかし、痴呆症等でなくても、業者の選択・契約等、独力では不安、という人も多い。特に相談員のいないアパートの入居者には、介

護認定申請代行や介護業者の選定、サービス開始後も連絡調整・苦情の相談対応等を行ってきた。

事例) (70 代女性) 介護保健のサービスに繋げるまでに、大変な努力を要する困難なケースも経験。痴呆が原因と思われる収集癖のために、部屋がごみの山、掃除をさせてもらおうと「あれがない、これがない、盗まれた」と訴える。「体、どこも悪いところ無い」と診療を拒絶するので介護認定に必須の医師の意見書も用意できない。長期間にわたる説得でようやく訪問診療を受けてくれるようになったが、まだまだこれから。

#### ○介護保険をめぐるトラブル

利用者側の問題もある。例えば約束された時間に家にいない・いつも泥酔状態・ヘルパーさんへの暴言・セクシュアルハラスメント等。そもそも介護／被介護の関係は対等なものであるべきだ。介護を受けるからといって卑屈になる必要はもちろんだが、暴言・セクハラ等は不当な行為であり、ヘルパーさんとよりよい関係を作っていくための啓発ももっと必要か。

一方、明らかに悪質な業者は存在する。

①強引な勧誘・契約取り付け 本人が現状では介護サービス必要なしと思っているにもかかわらず、あるいは「この介護業者・ケアマネジャー」と本人が決めているとはっきり意思表示をしているにもかかわらず、執拗に勧誘に来て契約

書に判を押させようとする等の苦情が多数噴出。

②過剰なケアプラン・実際には何もせず介護報酬ボッタクリ 介護度 1 の認定を受けてはいるが、本人は自転車に乗って今日も買い物へ。そんな彼に電動車イスを貸すのは、やり過ぎだろう。本人は家事もかなりマメにこなすのに、週 5 日毎日 2 時間の家事援助のケアプランは如何なものか。彼の証言によれば、ヘルパーは何もすることがなく、ただタバコを吸って世間話をして、(時には仮眠も)時間が来たら判をもらって帰っていただけだったという。

釜ヶ崎支援機構では、介護業者に連絡をとり、改善を申し入れる、あるいは別の業者を紹介する等の対応を行った。

行政・社会福祉協議会等による苦情処理・チェック機能の拡充を！ 悪質な業者に引っかけられないために、利用者の人たちにより多くの情報提供を行っていききたい。

### ○介護保険サービスだけではカバーしきれない人の生活を支える

介護保険制度は「家族の介護の負担を減らす」というのが前提。単身者の場合、介護度を越えた支援・介護が必要な場合が多い。特に、老人性痴呆やアルコール依存症で完全に金銭管理が必要な人の食事の調達・買い物の付添を毎日した人は計 3 人、2 週間に 1 度、車椅子で通院の分がどうしても点数からはみ出る人の通

院付添 1 人。もちろんこれ以外にも、急病等でスタッフが病院付添・買い物・掃除・洗濯等した件も多数。

### 5) 転居の支援

「住み慣れた釜ヶ崎がいい」「相談スタッフがいて安心」等、入居者にメリットもあるが簡易宿泊所からの転用アパートはやはり住環境として狭隘<sup>きょうがい</sup>に過ぎる。加齢や疾病に伴う生活能力の低下のため、住環境がその人に相応しくない場合、医師の意見書により、転居費用が支給される。

しかし、深刻な顔をして転居の相談に来る人は、狭さや設備不備に以上に、狭さからくる隣人との軋轢に悩むようだ。

「自分のイビキがでかい」と気にしている。実際、壁を叩かれる等嫌がらせを受け、神経衰弱に。その他、隣人の物音が耐えられない等。

敷金・礼金を割賦で OK、という物件も増えてきた。借金はリスクが大きいのであまり勧められないが、敷金支給も貯金もない場合は、別の簡宿転用物件か、敷金分割で転居せざるを得ない。「福祉物件」等と称しているところは、退院時・施設退所時の敷金支給の上限 29 万円いっぱい、というものばかり。1 万円ずつの返済でも完済まで 2 年半かかる。

○台所 ともあれ、簡宿転用以外のアパートに転居した後の生活を見て感じるのは個人の台所の重要性である。食事を自分であつらえるのは、生活の基本であ

り、喜びでもある。転居後「どここのスーパーで買い物、これだけ買って ¥1000 もかからない」等買い物や日々のやりくりを嬉々として報告する人。生活能力の維持・開発やボケ防止のためにも、個人の台所は絶対あった方がよい。

## 6) 債務の相談

大手の消費者金融業者に対しては、従来同様、消滅時効・内容証明郵便の書き方についての情報提供等。また、債権者が訴訟に踏み切った例も 3 件あったが、いずれも途中で相手方が訴訟を取り下げた。ヤミ金融の相談も多数あり。ほとんど解決できず。

事例) トイチの債務に苦しむ生活保護受給者(67 才)の例では、「いちょうの会」(ヤミ金・サラ金被害者のための支援団体、北区に事務所あり)の説明会参加を奨め、スタッフも同行、法定金利の上限利率・過払い分の計算法・業者との交渉・警察への相談の仕方等、解決法についての詳細なレクチャーを受け、専門家からは具体的なアドバイスももらい、準備万端整えた。ところが業者との交渉を予定した保護費支給日、本人は事務所に来ず、その後行方不明である。

事例) 他に、通帳カード・印鑑・年金証書を取り上げる、違法な年金担保融資の例では、年金証書・通帳再発行した時点で、本人来なくなり、生保申請もしないまま行方不明。

結局、ヤミ金問題の解決は 1 件のみ。

年金担保の債務を抱えた 70 才、保護申請直前に年金全額を返済に充当し完済、福祉事務所の計らいでその月の年金分の収入認定を免除してもらい解決。違法な融資とはいえ、金利が安かったし、暴力団が関与している業者ではなかったため。

その他目立ったのは、住民票・印鑑証明書悪用の例。①携帯電話の電話料金の請求・督促(2件)、②数千万単位の借金の保証人になっていた(1件)、③会社社長になっていた例、供託金返還請求の訴訟を起こされる(1件)。いずれのケースも、警察に相談・内容証明郵便や答弁書作成支援等に対応し、本人に実害の及ぶ結果には至ってはいないが、悪質さに腹が立つ。

## 7) リクリエーションの実施

昨年に引き続き①「グラウンドゴルフの会」は、盆・正月を除く毎週土曜日、天候に恵まれ計 48 回の実施。毎回 10~20 人の参加。週 1 回では物足りなくなったベテラン組も登場。彼らはゴルフクラブを自前でそろえ、独自でサークルを作り、土曜日以外にも楽しんでいた。福祉部門では、彼らにゴール等の用具を貸出。9 月には②「敬老カラオケ大会」実施、計 10 人の参加。

## 8) 福祉通信の発行

居宅保護受給者を主な対象として福祉通信を発行し、生活情報の提供を図った(全 9 号)。

(本間全,須江かおる,尾松郷子)

## あのビッグイシューが 関西で



ホームレス・ピープルが路上で販売することで知られているビッグイシューの発行準備が進んでいる。

有限会社「ビッグイシュー日本」が「ビッグイシュー関西」という雑誌を、当毎月 2 回発行する。野宿生活者は、80 円で仕入れて、200 円で売る販売業者となる。一冊当たり 120 円が収入となるわけだ。

釜ヶ崎支援機構は、販売業者となる野宿生活者を募集し、注意事項を周知徹底するなど協力していく。

もし、収益が出るようになれば、自立

支援事業などのための基金として積み立てられ、有限会社とは別組織で運営されることになる。

5 月 30 日にはスコットランド・ビッグイシューの創立者も迎えて、設立準備報告会が開催される。

**日時** 5 月 30 日（金）午後 6 時半～9 時

**場所** 大阪市立難波市民学習センター 4 階研修室（大阪市浪速区湊町 OCAT ビル）

地下鉄御堂筋線・四ツ橋線・千日前線「なんば」駅下車

### 報告会の内容

（報告）①「ビッグイシュー関西」の発行準備状況／②「ビッグイシュー関西」とホームレス自立協力の課題／③ 英国ビッグイシューからの報告／ジョン・バード氏（ビッグイシュー創設者）

（質疑応答と意見交換）

（「発刊を支える会」のあり方について）

**主催** NPO 法人釜ヶ崎支援機構／ビッグイシュー日本版発行準備会（有）ビッグイシュー日本） **問い合わせ先**

ビッグイシュー日本版発行準備会（有）ビッグイシュー日本）〒550-0014 大阪市西区北堀江 3-12-11 久保興産ビル 3 F  
TEL&FAX06-6531-5639

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 会報 17 号（特別号） 2003 年 4 月 30 日

〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 1-5-4

電話 06(6630)6060 FAX06(6630)9777

会費・寄付の振込口座：郵便振替：00900-1-147702 釜ヶ崎支援機構

福祉部門への振込口座：UFJ 銀行萩之茶屋支店（普）1114951 釜ヶ崎支援機構